○財務省令第二十一号

揮発油税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十八号）の施行に伴い、及び揮発油税法施行令（昭和三十二年政令第五十七号）第五条の二第二項第二号の規定に基づき、揮発油税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

揮発油税法施行規則の一部を改正する省令

揮発油税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同号」を「同条第四号」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第二号中「第四十七条各号」の下に「（石油化学製品及び用途）」を加え、「掲げる用途」を「定める用途」に改める。

第三条を削る。

第二条の見出しを「（未納税引取りを認める揮発油及び場所）」に改め、同条中「同号」を「同条第三号」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第二号中「に掲げる」を「（石油化学製品及び用途）に定める」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（電子証明書の範囲）

第二条　令第五条の二第二項第二号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第二条第一項第二号イからハまで（定義）に掲げるもののいずれかに該当するものとする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第二十二号

石油ガス税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十九号）の施行に伴い、及び石油ガス税法施行令（昭和四十一年政令第五号）第一条第二項の規定に基づき、石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令

石油ガス税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「充てんする」を「充塡する」に改め、同項第四号中「充てんされる」を「充塡される」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○財務省令第二十三号

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条第一項ただし書及び第三十四条の三第一項第一号の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号中「場合」の下に「又は同令第七条第一項（電子情報処理組織による納付手続）に規定する事項の入力をするものとして税務署長に届け出た場合」を加え、同条第二項第二号中「（電子情報処理組織による納付手続）」を削る。

第二条第二項中「国税局又は税務署の職員から交付又は送付がされた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　国税局又は税務署の職員から交付され、又は送付された納付書

二　法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）に規定する納付受託者により作成された納付書

別紙第1号の2書式備考に次のように加える。

4　第2条第2項（第2号に係る部分に限る。）に規定する納付書については、この書式に代え、国税庁長官が定める書式によるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年一月四日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の国税通則法施行規則（次項において「新規則」という。）第一条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付する国税について適用し、施行日前に納付した国税については、なお従前の例による。

3　新規則第二条第二項の規定は、施行日以後に国税通則法第三十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定による委託をする国税について適用し、施行日前に同条第一項の規定による委託をした国税については、なお従前の例による。

○財務省令第二十四号

国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令

国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第7号書式備考6を同書式備考7とし、同書式備考5中「4は」を「5は」に改め、同書式備考5を同書式備考6とし、同書式備考4を同書式備考5とし、同書式備考3を同書式備考4とし、同書式備考2の次に次のように加える。

3　滞納者の不動産（換価執行決定（法第89条の2第1項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。）がされたものに限る。）につき滞納処分が行われた場合において、交付要求をするときは、この書式中「執行機関」とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。

別紙第8号書式備考中「及び6」を「、4及び7」に改める。

別紙第11号書式備考1中「第1号書式」を「第1号書式備考」に改める。

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

○財務省令第二十五号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第六条の二第一項、第六項、第十一項及び第十二項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日　財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条各号を次のように改める。

一　その設立、取得又は維持及び業務の遂行が租税条約（法第二条第一号に規定する租税条約をいう。以下同じ。）の規定により認められる特典を受けることを主たる目的の一つとするものでないと当該租税条約の権限ある当局が認める者の有する所得について当該特典を与えることができる旨を定める当該租税条約の規定